

工事費負担金について

- 託送供給を新たに希望される場合、または契約電力を増加される場合で、これに伴い当社供給設備、計量装置および通信設備等を新たに施設または変更する必要がある場合には、各設備に応じた工事費負担金を申し受け、当社がその施設を行います。（詳細につきましては、当社の「託送供給等約款」をご参照下さい。）
- 工事費負担金につきましては、接続検討時に必要となる設備工事内容に照らし算定を行い、検討結果回答時に併せて回答させていただきます。

工事費負担金対象となる供給設備、計量装置、通信設備等の工事費負担金の算定方法は以下のとおりです。

1 供給設備

供給側接続設備および受電側接続設備につきましては、当社にて工事費負担金を算定のうえ、工事費負担金が必要となる場合には申込者より負担金を申し受けた後、当社が施設いたします。

なお、工事費負担金の算定は、それぞれ次のように行います。

(1) 特別高圧の供給側接続設備

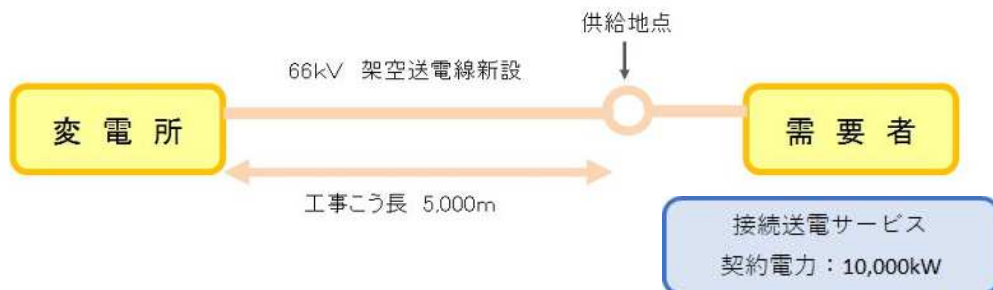
託送供給等約款に基づき算定する工事費（算定工事費）が当社負担額を超える場合、その超過額を工事費負担金として申し受けます。

工事費負担金＝算定工事費－当社負担額

(注) 算定工事費：契約電力×標準単価×工事こう長

当社負担額：5,500円/kW

<新たに供給設備を施設する場合の工事費負担金の算定例(特別高圧)>



(1) 算定工事費＝10,000[kW]×176.0[円] ※×5,000[m]/100[m]=8,800万円

(2) 当社負担額＝10,000[kW]×5,500[円]=5,500万円

(3) 工事費負担金＝(1)－(2)＝3,300万円

※100mあたりの単価

(2) 受電側接続設備

標準設計基準に定める設計で施設する場合の工事費を申し受けます。

2 計量装置

料金の算定上必要な計量器、その他付属装置、区分装置は、当社が施設し当社の所有といたします。工事費負担金につきましては、以下の取り扱いとなります。

受電用：工事に要する費用の全額を工事費負担金として申し受けます。

供給用：当社の負担とします。

※発電者、需要者の設備状況により、工事の有無、内容等も異なりますので、詳細につきましては、接続検討のうえ個別に協議させていただきます。

3 通信設備

給電指令上必要な次の通信設備等の施設については、次のとおりといたします。

(1) 保安通信用電話設備等

契約者または発電契約者の負担により、契約者または発電契約者で施設していただきます。

(2) 給電情報伝送装置および信号端局装置等

原則として当社の所有とし、当社で施設いたします。この場合、当社は必要となる工事費を工事費負担金として契約者または発電契約者から申し受けます。

また、施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、発電者または需要者と当社との協議により定めます。

※発電場所および需要場所構内側に設置していただく通信設備（保安通信用電話、サイクリックデジタル伝送装置など）は、当社の指定する仕様とし、無償で使用させていただきます。

※接続する当社の系統状況および発電者・需要者設備の状況により、伝送いただく情報内容等も異なりますので、詳細につきましては接続検討のうえ個別に協議させていただきます。

以 上